

# たなか事務所だより

2019年  
2月号

## 相続登記無料相談

岐阜県司法書士会では、2月の1ヵ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、下記のとおり、無料相談を実施しています。

期 間 平成31年2月1日(金)～平成31年2月28日(木)  
場 所 県内各司法書士事務所  
時 間 各司法書士事務所の執務時間帯

相続登記とは、相続した不動産の名義を変更することを言います。

相続登記は期限が定められておらず、また、登記手続を行わなければ罰せられるというわけではないため、手続きが遅れがちであるばかりか、何代にもわたって放置してしまうこともあります。

しかし、不動産の名義を変更していないと、売却する場合や担保にして融資を受けようとする場合などに手続きが順調に進みません。

また、長い間放置しておくで、相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、様々なトラブルが発生することも少なくありません。

そのため、できるだけ早い時期に登記手続を行うことが重要となります。この機会に「まずは相談から」司法書士をご利用下さい。



(司法書士 小司隆信)



## 司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地  
TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

